

I 自治体の概要

自治体名	人口	面積	年齢 3 区分別構成割合			合併	保健師 1 人あたりの人口
			年少人口	生産年齢	老人人口		
蓮田市 (埼玉県)	64,233 人	27.27 km ²	12.7%	69.0%	18.3%	無	5352.8 人

II 自治体の組織図

1) 保健師が配置されている部署と年齢

		年代				計(人)
		20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代以上	
所属部署	保健部門	4	3	2	1	10
	介護保険部門		2			2
計(人)		4	5	2	1	12

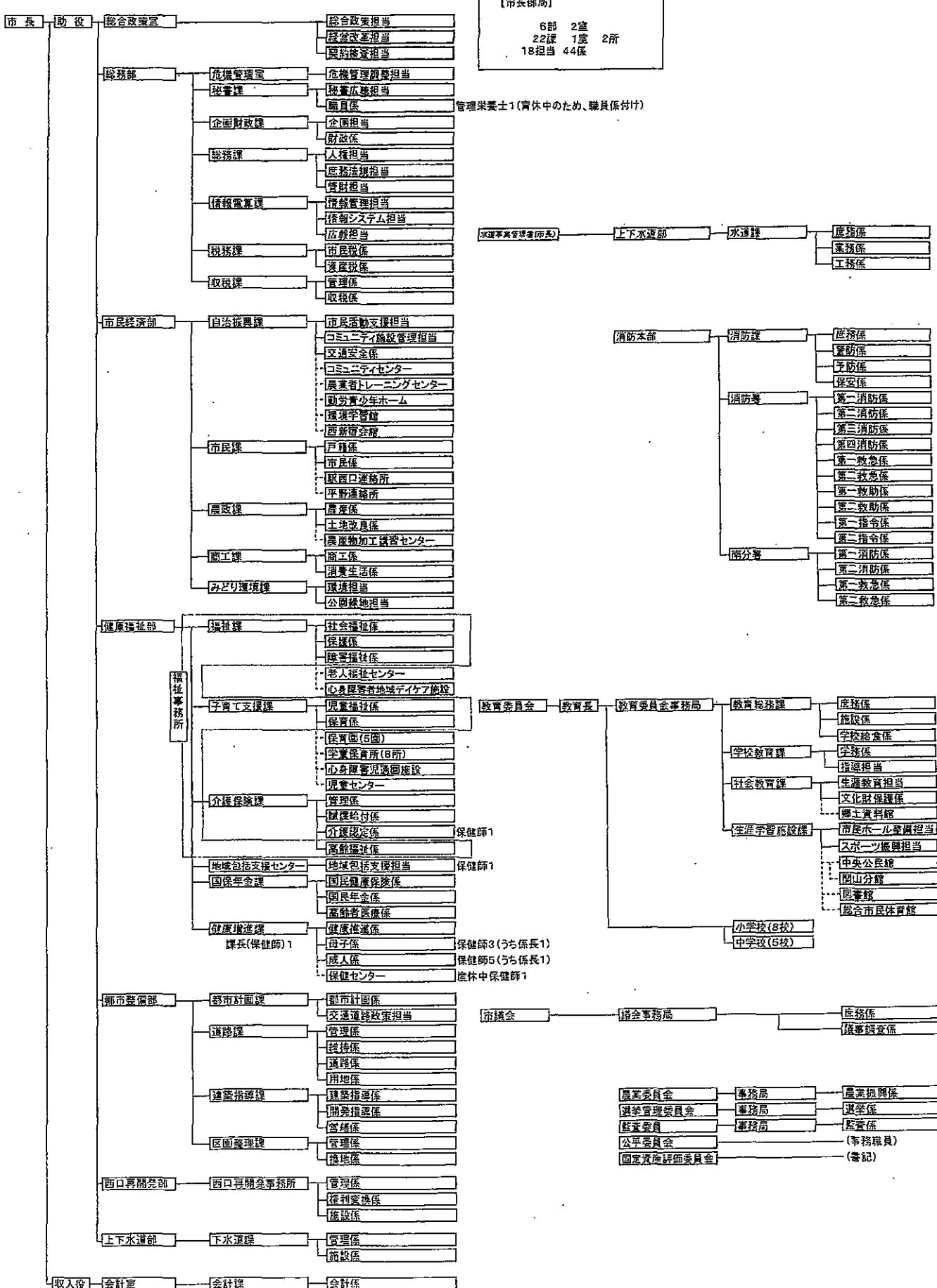
※組織図については、次ページ参照

2) 保健活動の統括者

- 健康増進課長
- 統括業務の分掌事務への記載なし

高田市行政組織図

(平成18年11月1日)



III. 保健活動の概要

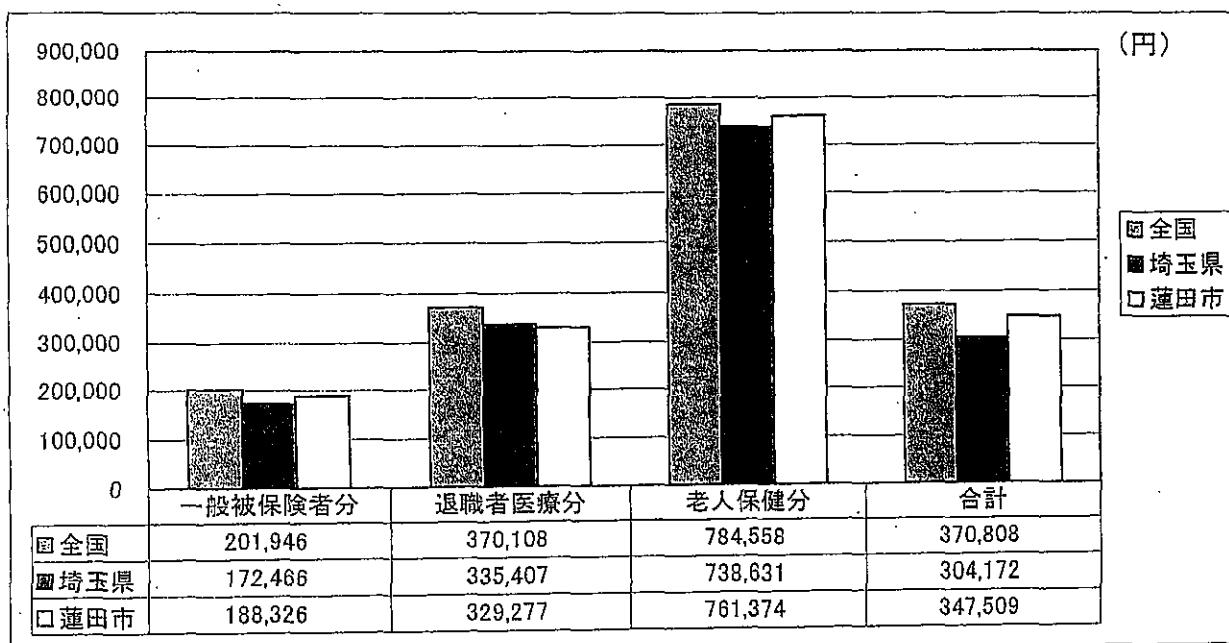
1) 基本健康診査

	基本健康診査受診率	基本健康診査 事後指導実施率	高脂血症予防教室 改善率	糖尿病予防教室 改善率
	平成16年度	52.3%	8.8%	
平成17年度	52.1%	10.1%	89.8% (総コレステロール)	42.9% (HbA1c)

2) 母子保健

	1歳6か月児健診受診率	3歳児健診受診率	1歳6か月児健診における歯の罹患状況	3歳6か月児健診における歯の罹患状況	出生数
平成16年度	94.9%	93.2%	3.4%	27.4%	556人
平成17年度	95.9%	95.7%	2.9%	23.4%	549人

3) 国保医療費



※国民健康保険中央会「平成17年度国民健康保険の実態」による

4) 自治体の健康課題

(1) 高額な医療費で、基本健康診査結果にて、要指導者領域が 31.4% (内訳は、高脂血症、高血圧、糖尿病が大半を占める)。

(平成 16 年度の基本健康診査結果の全国平均は異常なし 12.7%、要指導 36.3%、要医療 51%)

(2) 循環器疾患による医療費が高額。

(3) スーパーバイザーの活用により、高血圧症と脳血管疾患による後遺症のある患者が多いことを明確化。背景には食事と環境的な要因がある。

5) 効果的な保健活動

(1) 健康課題を明確にすることが重要であり、現在、蓮田市は、国民健康保険の一人当たりの総医療費が埼玉県内の市の中でもトップとなっている。とりわけ、疾病別にみると循環器疾患による医療費が高額である。基本健康診査の結果を分析すると、要指導者領域の方が 31.4% (全国平均は 36.3%) で、内訳は高血圧、高脂血症、貧血、糖尿病が大半を占めている現状がある。

これらは次のような方法で明らかにしている。

① 基本健康診査結果からの分析

② 年報を作成し経年的な事業概要と効果についてまとめている。

③ 各種団体への積極的な出前健康相談や出前健康教育を行い、地域のニーズの把握をおこなっている。

(2) 平成 18 年度は、国保年金課と共に事業で国保ヘルスアップ事業に取り組んでいる。

また、基本健診後の要指導者へのフォロー教室については、教室の修了後も継続して生活習慣の改善ができるよう仲間づくりをし、栄養・運動を中心とした自主グループ化を勧めている。地域に毎年 1 グループずつ誕生し、現在 9 グループが活発に楽しそうに活動している。

6) 効果的な保健活動のために取られている方法

(1) 組織体制については、蓮田市の場合、健康づくりを含め成人と母子保健事業は健康増進課で行っている。分散箇所が外に 2 箇所あるが、分散配置については今後増えてと予想される。保健師間の連携については、今後現任教育や情報交換を進めていく中で深めていきたい。

(2) 蓮田市は地区分担制を採用している。生活圏を重視し母子愛育会の地区分担 (7 分班) に基づいた地区割りが特徴である。

(3) 研修会や情報交換などの機会をとらえて、地域の健康課題を明確にすることや他の部署の業務を理解するなどして分散配置における問題に今後対応していく。

(4) 統括者の役割については、平成 20 年度からスタートする医療制度改革に向けて、特定健診、特定保健指導の体制づくりに力を注いでいきたいと考えている。また、財政状況が大変難しい中ではあるが、保健、医療、介護の連携しつつ専門職の確保に向けても努力していきたい。

7) 地区組織活動の状況

(1) 保健師が支援している地区組織活動の数

- 母子愛育会
- 食生活改善推進員連絡協議会
- 介護ボランティアあい
- やすらぎ会（アートセラピーによる介護予防事業実施）
- その他、健康教室修了者による自主グループ 9 グループ

(2) 地区組織活動の特徴

- ①50 年の歴史を持つ母子愛育会の活動においては、母子愛育会の連絡員全員に母子保健推進員を委嘱し、市内で 1 歳未満の子育てをしている家庭の声かけ訪問や、乳幼児健診の未受診児の訪問を地区担当保健師と共に実行している。子育て中の若い母親が母子保健推進員として活動している。
- ②市町村健康増進計画の策定を契機に、健康づくり推進員を育成。人材育成に重点を置いている。
- ③要指導者へのフォロー教室については、修了後の自主グループ活動が活発である。

130

8) 市町村健康増進計画について

(1) 健康増進計画の策定の経過

平成 15 年度に市町村健康増進計画の策定を契機に、健康づくり推進員を育成し、市民主導型の健康づくり事業を市内で展開している。健康はすだ 21 は、平成 13 から 14 年度にかけて住民参加による健康づくり検討会議を設置して策定した。検討会議では、「健康」をテーマに話し合いを進めいくうちに、健康の捕らえ方が体だけでなく心も含めて健康であることが重要だと気づき、そのためには笑顔（笑い）が大切で、地域での挨拶（声かけ）も積極的にすすめていきたい。そして何より一人一人の思いやりと助け合って共に生きることの大切さを計画の中に盛り込みたいと言う意見が検討委員さんから出た。

健康づくり行動の実態とニーズの把握をするため、健康実態調査を 2,000 人にアンケートを実施。また、検討委員さんからは、数字だけで見るデータでは見えない、生の声を聞きたいと言う意見が出て、保健師と栄養士、市民の検討委員とで手分けして生の声インタビューを実施。そんな中から、「健康より美容」と言った女子中学生や「健康管理と食事づくりは女房にお任せ」といった中年男性、「小さい子供がいるから自分の事は構えない」といった若い母親の声が聞こえてきた。

このように見えてきた実態を元に、一人一人の検討委員さんが自分なら何ができるのかについて出し合ってまとめてできたのが、健康はすだ 21 であ

る。市民の声がそのまま計画書に載った。この計画書ができて、2年間の会議を終了することになった時、一人の委員が「この計画書は我々が作ったのだから、我々が広告塔になって地域ですすめるよ」と言い、これが健康づくり推進員さんの誕生のきっかけだった。

IV 保健活動体制

1) 分散配置されている保健師間の連携について

- (1) 保健師間の連携については、今後現任教育や情報交換を進めていく中で深めていきたい。
- (2) 研修会や情報交換などの機会をとらえて、地域の健康課題を明確にすることや他の部署の業務を理解するなどして分散配置における問題に今後対応していきたい。

2) 業務分担・地区分担の状況

- (1) 地区分担制。生活圏を重視し、母子愛育会の地区分担（7分班）に基づいた地区割り。

3) 統括者の役割

- (1) 専門職の確保については、市長にも要望。人事担当者へも意見、要望を伝えることが可能。

4) 人材育成の状況

- (1) 埼玉県では県作成の現任教育プログラムにより実施。中堅保健師への現任教育を強化している。（県主催の新任期、中堅期、幹部保健師研修をおこなっており、市町村保健師協議会でもブロック毎に研修会がある。）

- (2) 介護保険関連への異動については、3～5年スパンでローテーションを中堅保健師以上で組んでいる。

(4) 島根県安来市 資料

I. 自治体の概要

自治体名	人口	面積	年齢 3 区分別構成割合			合併	保健師 1 人あたりの人口
			年少人口	生産年齢	老人人口		
安来市(島根県)	44,437 人	420.97 km ²	13.1%	58.7%	28.1%	済み(平成 16 年 10 月) 合併市町村数: 1 市 2 町	3174.1 人

II. 自治体の組織図

1) 保健師が配置されている部署と年齢

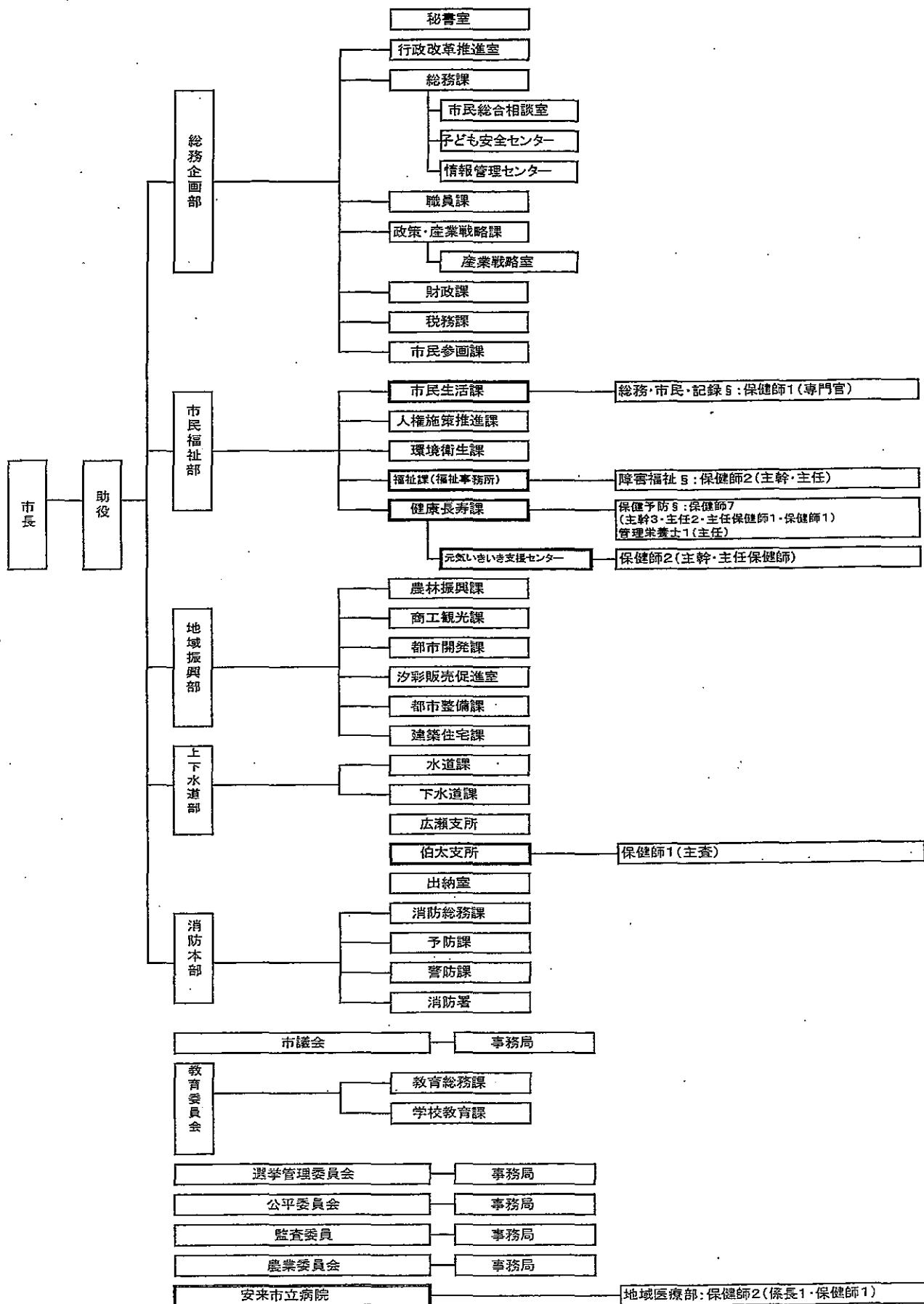
		年代				計(人)
		20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代以上	
所属部署	保健部門	1	3	3		7
	障害福祉部門		1	1		2
	地域包括支援センター	1		1		2
	その他 (支所・市民窓口・病院)		1		3	3 (内 2 病院)
計(人)		2	5	4	3	15

※組織図については、次ページ参照

2) 保健活動の統括者

公的位置づけはないが、保健部門外配置保健師が統括者の役割をもつが、実質保健部門のリーダー保健師が情報発信、情報交換の場等もって活動している。

◇安来市行政機構図(平成18年4月1日現在)



III 保健活動の概要

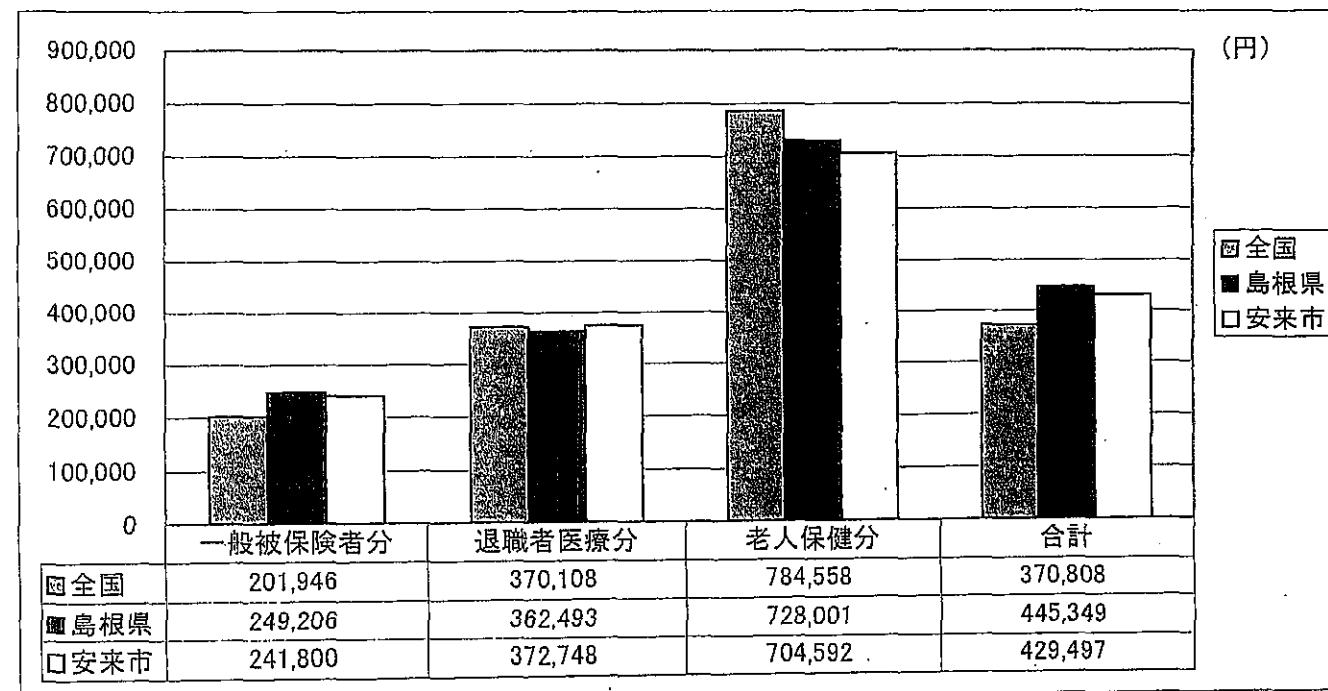
1) 基本健康診査

	基本健康診査受診率	基本健康診査事後指導実施率（状況）（老人保健事業より）	
平成16年度	48.5%	健康教育・相談 延べ3,795人	訪問指導 27.7%
平成17年度	49.3%	健康教育・相談 延べ2,317人	訪問指導 11.9%

2) 母子保健

	1歳6歳児健診受診率	3歳児健診受診率	1歳6か月児健診におけるう歯の罹患状況	3歳児健診におけるう歯の罹患状況	出生数
平成16年度	92.8%	79.0%	2.3%	23.5%	352人
平成17年度	92.1%	87.4%	2.2%	26.5%	350人

3) 国保医療費



※国民健康保険中央会「平成17年度国民健康保険の実態」による

4) 自治体の健康課題

- (1) 糖尿病患者が増加、市内に糖尿病専門医が限られていることから適正管理にむけて保健・医療の連携と体系的取り組みが必要である。
- (2) 壮年期の脳卒中発症及び再発、糖尿病患者が増加しているが、職域との連携が不十分で壮年期世代の健康実態が把握できていない。(対策が体系的とりくみにつながっていない。)
 - (現在、産業保健部会を設立し、糖尿病対策を一体的に壮年期から取り組んでいこうと考えている。)
- (3) 高齢者の残存歯数が少なく、県内でも下位を示している。(8020推進会議の充実強化)
- (4) 小児期における生活リズムの乱れや、不健康的な生活習慣が見られること、また、子育てに不安を訴える保護者が増加していることにより、保育所等と連携した小児期からの生活習慣病予防対策、子育て支援体制の構築等が必要となっている。
 - (保健・福祉との連携による大規模型子育て支援センターの設立予定)
- (5) 健康なまちづくりを目標としている健康増進計画の推進に向けて、健康会議未設置地区への立ち上げ支援が必要である。

5) 効果的な保健活動

- (1) 現在、安来市には、糖尿病の増加、それに係る専門医が少ない、合併症による医療費の増加がありますが、これらは次のような方法で明らかにしている。
 - 死亡状況、健診受診率、医療費分析、健康実態調査、地区活動における住民の声などを整理し課題に取り組んでいる。
- (2) 地域住民や関係機関と次のような協働した活動を行っている。
 - 健康増進計画をもとに健康づくり活動を展開してきており、その推進母体として住民、各関係団体をもって「安来市健康推進会議」を設立している。ここには、ライフステージごとに部会を持ち、具体的な事業展開をすすめている。
 - また、地区健康会議をもち、各地区計画のもと活動の推進を取り組んでいる。これを基盤とした保健活動を展開している。
 - 健康課題別には、「安来能義地域糖尿病管理協議会」「8020推進会議」「安来市健診検討会」を設立し、関係団体等と活動をすすめている。
 - 特に糖尿病対策においては、基盤整備から健康づくり、発症予防、疾病管理対策までをとらえ、医師会、歯科医師会、栄養士会、看護協会、糖尿病友の会等々と協議会を立ち上げ、負担金形式で運営、活動を展開している。
 - 疾病管理対策では、統一した管理マニュアルを作成し、それに基づいた医療機関での診療がなされ標準化と適正管理が行われている。糖尿病の適正管理においては、共通媒体とした指導マニュアル及び糖尿病手帳を活用し関係者が関わっている。また患者登録によるデータ管理と還元、初期教育により適正コントロールにつながり、医療費の減少等に影響が現れた。

6) 効果的な保健活動のために取られている方法

- (1) 医療費分析、健診結果の分析より、糖尿病患者が増加していること、中断者が多いことが明確化され、健康づくりに関する協議会や患者会（友の会）と協働で実態の把握から、対策まで一貫して活動している。
- (2) 各種保健活動の推進を健康増進計画に位置づけ、関係機関・関係者の共通確認により推進を図っている。
- (3) 健康実態を住民組織とともに確認、検討をくりかえし次年度計画に生かすようにしている。
- (4) 人口動態、健康指標等を整理し、関係者（住民含め）共通確認を図る。
- (5) 活動のまとめの作成、報告。
- (6) 組織体制については、健康増進計画の推進母体として住民、各関係団体をもって「安来市健康推進会議」を設立している。ここには、ライフステージごとに部会を持ち、具体的な事業展開をすすめている。

また24地区中、23地区には地区健康会議をもち、ここに自治会ごとに健康委員を配置し、地区内への普及啓発等すすめられるようなしくみをもつて活動の推進に取り組んでいる。

これらの地区活動を通じて、地域の健康課題を明確にすることや他の部署の業務を理解するなどして分散配置における課題に対応している。

- (7) 統括者の役割については、行政における保健師の役割、配置への要望や、各配置業務の情報交換から課題整理等を行うものとしている。保健活動における総合的見方をするものとしている。

7) 地区組織活動の状況

- (1) 保健師が支援している地区組織活動の数 23地区と未設置地区組織支援 1地区

(2) 地区組織活動の特徴

- ①23地区からなる健康推進会議、市全体の安来市健康推進会議が中心となり、健康増進計画を推進。
- ②糖尿病患者と予備軍が中心となり、友の会を発足。その後、自治体を超えた協議会も発足。各友の会会員は地域の健康づくりの構成団体にもなっており、健診受診の啓発、一次予防の啓発までが活動範囲となっている。
- ③各地区に21地区計画が策定されており、健康（福祉）委員が配置設置され、各地区において健康づくり事業が展開されている。

8) 市町村健康増進計画について

(1) 健康増進計画の策定の経過

合併前の平成14年度より3市町健康推進会議を基盤に、各地区での課題整理、検討を行い積み上げてきたものを整理し、策定した。合併後には、推進会議を1本化し、新「健康やすぎ21」計画を策定した。

IV 保健活動体制

1) 分散配置されている保健師間の連携について

(1) 年2～3回の業務連絡会

(2) 個別ケース検討の開催

(3) その他必要時

(4) 関係文書の回覧、復命

2) 業務分担・地区分担の状況

(1) 地区分担（1人4地区程度）し、地区活動を展開

(2) 業務分担（母子保健、予防接種、老人保健事業等）

3) 総括者の役割

(1) 管理職への保健師の役割の協議、申し入れ

(2) 少数配置の保健師に対し、(1)の協議結果を伝える。

(3) 各業務の情報交換、問題点等の検討

(4) 保健活動における総合的調整

4) 人材育成の状況

(1) 人材育成については、基本的には、市における「人材育成基本方針」に基づき実施し、主任級は3年ごと、主幹級は4～6年程度の異動基準が設けられている。

(3) 新人育成研修には、県の研修の機会を利用し、生かしていくようスタッフ間で連絡会を定期開催する中で、声かけをするようにしている。

(2) 専門能力の向上のために、年2～3回の業務連絡会内にて研修を実施。その他専門研修会へ参加。

(4) 行政能力の向上のためには、職員研修、各職位に応じた研修会へ参加。

(5) 大分県玖珠町 資料

I 自治体の概要

自治体名	人口	面積	年齢 3 区分別構成割合			合併	保健師 1 人あたりの人口
			年少人口	生産年齢	老人人口		
玖珠町（大分県）	18,695 人	286.44 km ²	13.4%	58.3%	28.3%	無	3115.8 人

II 自治体の組織図

1) 保健師が配置されている部署と年齢

		年代				計(人)
所属部署	保健部門	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代以上	
	介護保険部門				1	1
	計(人)		3	1	2	6

※組織図については、次ページ参照

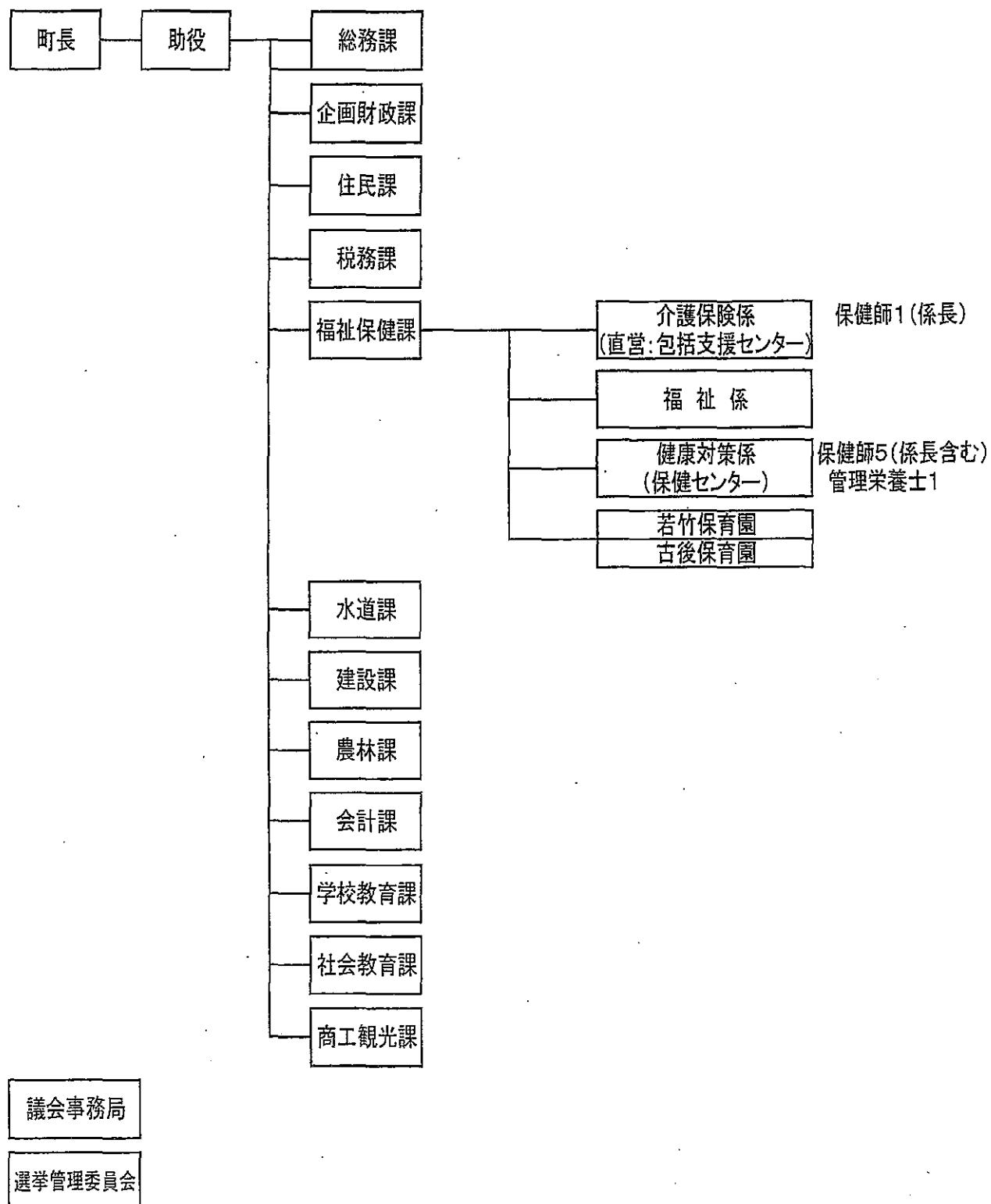
2) 保健活動の統括者

福祉保健課介護保険係

1. 本庁に配属されている。
2. 予防分野の経験が長い。
3. 係長であり保健師の年長である。

*本来は、予防分野で統括すべきところであるが‥

組織図



III 保健活動の概要

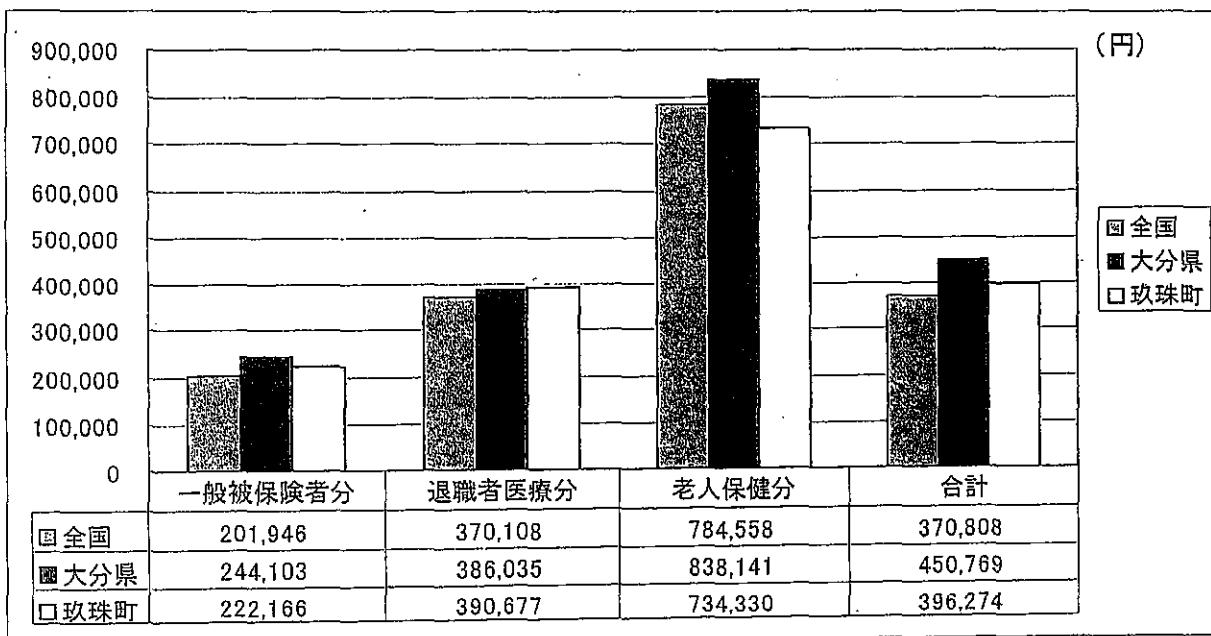
1) 基本健康診査

年度	基本健康診査受診率	基本健康診査 事後指導実施率
平成16年度	92.6%	81.0%
平成17年度	82.8%	87.0%

2) 母子保健

年度	1歳6歳児健診受診率	3歳児健診受診率	1歳6か月児健診におけるう歯の罹患状況	3歳6か月児健診におけるう歯の罹患状況	出生数
平成16年度	88.1%	88.6%	1.6%	49.3%	146人
平成17年度	84.4%	83.3%	1.5%	40.7%	151人

3) 国保医療費



※国民健康保険中央会「平成17年度国民健康保険の実態」による

4) 自治体の健康課題

- (1) 母子保健：子育て支援
 - (2) 思春期保健：生と性 → 保育園・幼稚園・学校との連携
 - (3) 成人保健：仕事と休養、そして運動 → 職域保健との連携
 - (4) 高齢者保健：支え合い、生きがい、そして働き続けること
 - (5) 基本健康診査結果より、①要指導者数の増加 ②若い世代から何らかの異常がみられる人が多い
 - (6) SMR より、①全死亡は壮年期の女性が増加 ②脳血管疾患は、男女とも老年期に高い ③心疾患は壮年期の女性が増加 ④悪性新生物は壮年期の女性が増加 ⑤自殺は女性が壮年期、老年期とも高い。男性は老年期が増加
- } 食育 }
} ◎支えあう地域づくり（コミュニティーの再生）

5) 効果的な保健活動

- (1) 健康課題を関係者や関係機関と明確に、可能なことから、それぞれが役割を分担していること。
 - ①行政内では、関係部署間の定期・不定期協議によって、課題を共有しながら事案の検討から施策へと移行できるようにしている。
 - ②住民との連携においては、「健康づくり推進協議会」に参画する組織団体・サークル等と定期・不定期の協議によって、それぞれの具体的な役割を明確にしている。
 - ③関係機関（保健所や福祉事務所・医療機関・学校等）とは、事例の個別検討会やネットワーク会議により課題を共有できるようにしている。
- (2) 具体的な内容としては、母子保健では、子育て不安や虐待が増加しており、そのため、子育て支援として子育てサークルや住民組織（母子保健推進協議会）・保育園・幼稚園・医療機関・民生委員との連携強化。思春期保健では、いじめや不登校・性に関する事案が急増しており、保護者会・教育委員会・学校等と対応する一方で、食育や生と性の「出前講座」等により成長に応じた学習を一緒に行っている。また、なかなか改善されない成年期については、健診後の事後指導や積極的な健康づくりについては、教室後の自主サークル化を図ったり、住民組織や事業所にモデル事業を行い、リーダー育成により支援強化の後に自主運営できる活動へと展開している。高齢者保健は、身近な小地域での活動を展開するため、地域で核となる人々を支援するため、ボランティアや住民組織と隨時連携できる体制をとっている。
- (3) 健診の受診率は、平成17年度実績より、82.8%となっている。これは、住民組織が受け持ち担当地域の世帯に訪問調査を行い、受診対象者を絞り込むことによるものと思われる。
- (4) また、今年度より、玖珠町では、「コミュニティーの再編」を図るため、各地区公民館を地域住民の活動拠点として民営化することとなった。このため、現在、各地域で最優先の健康課題をどのように対応するか審議中。今後、新たな体制によって活動の拡充が期待される。

6) 効果的な保健活動のために取られている方法

(1) 行政組織内

○保健予防と福祉、及び介護保険（地域包括支援センター含む）が同一の課となっている。このため、まず、担当係より福祉保健課内会議を経て、関係部署での合同会議が開催され、執行となる。すべての部署へ周知する必要のあるものについては、課長会での協議となる。

○係・課内の定期・不定期会議の開催

メンバー：福祉保健課（健康対策係=保健センター・福祉係・介護保険係・地域包括支援センター）

○関係する課・係との定期・不定期会議の開催

メンバー：福祉保健課・教育委員会・住民課（保険年金係等）

○法改正に伴う事業改革、あるいは行政改革が必要な場合は、委員会等のチームの編成により協議（総務課・企画財政課等が主管となる）。

○会議に出席できない場合や意見及び情報提供等は、庁内メール等で行い、必ず合意が得られるようにしている。

○予算面でも、国民健康保険や介護保険に関する「疾病予防」「介護予防」の事業費、児童福祉や社会教育における「子育て支援」の事業費、社会体育やB&G財団に関する「体力づくり」事業費など、予算編成に伴い関係係内での合同会議を行い、効率的な執行を図れるようにしている。

○統括者は、このように、事案対応や施策へ合意の場づくりを主軸に、関係する部署との企画及び予算と執行をそれぞれが共有できるよう調整する。

○直接的な保健活動は、保健センターを拠点に、社会教育施設（公民館・児童館等）、社会体育施設（B&G 海洋スポーツセンター等）において連携した事業を展開できるようにしている。

(2) 関係機関

○大分県日田玖珠県民保健福祉センター（保健所・福祉事務所）との定期・不定期会議の開催

(3) 地域

①健康づくり推進協議会に参画する組織団体との定期・不定期会議の開催

②その他、関連組織・機関との協議

A. 個別事例を通して B. 事業を通して C. 施策全体を通して

7) 地区組織活動の状況

(1) 保健師が支援している地区組織活動の数 (直接支援 5 組織・間接支援組織 7)

(2) 地区組織活動の特徴

①多くの住民組織と協働で保健活動を展開している。

②主軸となる「玖珠町健康づくり推進協議会」は、4 協議会が各地域で健康学習やイベントなど行う。

この組織は、既存の組織団体すべてを網羅しており、活動の展開が早い。

8) 市町村健康増進計画について

(1) 健康増進計画の策定の経過

①二委員会を設置 (庁内の各部署の職員で構成=策定委員会) (健康づくり関連組織団体・関係機関で構成=検討委員会)

②部会編成 (母子部会・成人及び高齢者部会)

③それぞれの委員会での協議や部会別協議を行う。

④情報収集及び実態調査 (既存資料や当事者への訪問聞き取り調査等による実態把握)

⑤目標や具体的な計画策定

⑥大会及び全戸配布等により周知

147

IV 保健活動体制

1) 分散配置されている保健師間の連携について

(1) 各事業別に企画・執行・見直し等を合同で行っている。

(2) 必要な研修は予算化し、一緒に受講したり、研修後に復命等を行ったりしている。

(3) 法改正等に伴う人員確保については、連携して要望したり、相互に人的支援を行ったりしている。

2) 業務分担・地区分担の状況

(1) 業務分担と地区担当製をとっている。

(2) その担当には、それぞれ主・副を配置している。(ひとりで背負わず、複数で企画から評価まで行う。)

(3) おおよそ 3 年間で業務及び担当地区をローテーションする。